

内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案）に関する
意見公募手続の結果について（案）

令和●年●月●日

経済産業省
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引制度企画室

令和7年4月30日付で電力・ガス取引監視等委員会「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方（改定案）」等に対する意見公募手続を実施しました。

お寄せいただいた御意見と、御意見を考慮した結果をまとめましたので、公表いたします。

1. 意見公募手続の実施期間等

（1）意見募集期間

令和7年4月30日（水）～令和7年6月4日（水）

（2）実施方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム、郵送、電子メール

2. 意見募集結果

意見提出件数：3件

3. 結果の公示日、御意見及び御意見を考慮した結果

（1）結果の公示日

令和●年●月●日（●）

（2）御意見及び御意見を考慮した結果

次項参照

4. 本件に対するお問い合わせ先

経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引制度企画室
TEL：03-3501-1558（代表番号）

	寄せられた御意見	御意見に対する考え方
	対象電源の考え方	
1	○該当箇所 「内外無差別な卸売等のコミットメントに基づく評価の考え方」の改定に関する新旧対照表 7 ページ 第2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価の考え方 1 内外無差別な卸売の対象電源の考え方 (2) 対象電源の考え方 ア 子会社が保有する電源のうち対象となる電源 i) 規模僅少電源: 「当該電源の出力 (kW) が、環境影響評価法における第一種事業又は第二種事業に該当しないもの」 ○意見内容 蓄電池について、環境影響評価法の対象事業に含まれず、制度設計・監視専門会合においてもバイオマス発電所のように環境影響評価法のいずれの発電所の閾値を用いるかの整理がなされていないことから、出力に係る判断基準を明確にしていきたい。 ○理由 環境アセスメントの対象事業一覧 http://assess.env.go.jp/1_seido/1-1_guide/1-4.html	第4回制度設計・監視専門会合(2024年12月開催)にて、ア i) 規模僅少電源における、出力 (kW) の閾値については、「各事業者における判断時点において施行されている最新の環境アセスメント基準に依拠する」としています。 蓄電池については、現時点で環境影響評価法の対象ではないため、「当該電源の出力 (kW) が、環境影響評価法における第一種事業又は第二種事業に該当しないもの」という基準は、現時点で適用されません。 ただし、当該電源について、規模が僅少であることを理由に内外無差別な卸売の対象外とされたい場合は、「規模が僅少であることから内外無差別な卸売の対象外としたいと考える、当該旧一電等の全子会社が保有する電源の発電電力量の合計値 (kWh) が、コミットメント主体が属するエリア内の小売販売総電力量 (kWh) の1%未満であることを」を満たしていることを確認します。
2	●該当箇所: P7 第2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価の考え方 1 内外無差別な卸売の対象電源の考え方 (2) 対象電源の考え方 ア 子会社が保有する電源のうち対象外となる電源	本意見募集の対象文書案に、「引き続き、内外無差別の評価の考え方については必要に応じて変化させていくものであり、今後の制度設計・監視専門会合等における審議の結果、変更が生じ得るものである点に留意が必要である」と記載しているとおり、内外無差別な卸売の対象電源の考え方についても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

子会社が保有する電源について、内外無差別な卸売の対象外とする具体的基準を明確化した。その際、内外無差別な卸売の元来の趣旨に立ち返り、小売市場における競争を歪曲するおそれが低いと判断できれば、内外無差別な卸売の対象外として整理するとした。具体的には、以下の「規模僅少電源」又は「経過措置電源」に該当するものは、対象外としてよいと整理した。

●意見

- ・ 内外無差別な卸売の元来の趣旨に沿ったものとして理解いたしますが、その影響については監視・検証を十分に行い、競争を歪める恐れが生じた場合は直ちに対象外とした整理を見直していただきたい。
- ・ また、対象電源に関する議論だけではなく、現在の卸オークションを、小売事業者がより活用しやすくするための検討、議論も行っていただきたい。

●理由

- ・ 電力システム改革の要諦は、アンバンドルされた発電・送配電・小売の分野を広義の取引市場で繋ぐことにありと認識しています。その意味で、卸取引においても全ての電源に対するイコール・フッティングは競争上不可欠なものです。
- ・ 小売事業者は、変動する需要に合わせ、事前に確保した供給力（ベース、ミドル）を踏まえ、スポット市場・時間前市場をにらみながら、日々、最適なオペレーションを追求しています。
- ・ かつて全エリアで存在した常時バックアップ契約には、需要変動等に合わせ調達量を調節できる通告変更オプション機能が付いていました。
- ・ 現在では、内外無差別が達成されたとして、常時バックアップ契約はほとんどのエリアで廃止されています。

	・現在の卸オークション商品にも通告変更オプション機能が付いた商品がありますが、かつての常時バックアップ契約に付いていた通告変更オプション機能と比較して、通告期限や最低使用量等の点において、小売電気事業者にとって調達条件が明らかに悪化しており、取引市場への過度な依存につながる恐れがあります。 ・現在の卸オークション商品はメニューの多様性、価格指標性、オプション性等の点において改善が必要であると考えています。	
3	・昨今電力自由化により他業種の大手企業が電力分野へと参入し、またそれに伴い発電事業会社の売却、M&A も多く報道されているところ。こうした事業環境は国内電力事業全体の発展に寄与するものであるが、内外無差別コミットメント対象の旧一電等が当該企業を買収し支配力を有した途端に内外無差別の対象と整理されるのは違和感を拭えない。無論一概に対象となるわけではないが、旧一電等が外部から買収した電源は内外無差別の適用を一定期間免除する。といった取り組みが必要ではないか ・上記の意見と似通ったところがあるが、発電事業の予見性を確保し電源新設やリプレースを推奨するため、新設電源やリプレース電源は内外無差別の適用を一定期間免除する。といった取り組みが必要ではないか	内外無差別な卸売等のコミットメントの背景には、エリア内に多くの電源を保有するコミットメント対象事業者は、当該エリア内で市場支配力を有するため、当該電源へのアクセス機会の公平性を確保することが必要であると考えております。 こうした考え方に基づき、本意見募集の対象文書案の「対象電源の考え方」では、規模僅少電源、経過措置電源、火力電源入札の落札電源、域外需要向けの域外電源、オフサイト PPA における新設電源、自家消費用電源、FIT 電源については、内外無差別な卸売の内外無差別な卸売の対象外としています。基本的に、内外無差別な卸売の対象電源について、新設・既設かによって変わるものではありません。
エリア内供給制限		
4	●該当箇所：P11, 12 2 各社のコミットメントに基づく取組に関する評価方針 (1) 評価方針の策定の経緯 国際的なカーボンニュートラルへの対応の加速化など、電力システムを取り巻く経済社会環境が変化する中、新たな課題・ニーズへの対応として、「社内外取引の無差別に反しない限りにおいて、卸取引の一定量（標準メニューによる卸売の場合は卸売総量の 5 割まで、かつ、電源を特定した卸売の場合は当該電源の卸売量の 2 割まで）について、エリア	本意見募集の対象文書案に「引き続き、内外無差別の評価の考え方については必要に応じて変化させていくものであり、今後の制度設計・監視専門会合等における審議の結果、変更が生じ得るものである点に留意が必要である」と記載しているとおり、エリア内供給制限の取扱についても必要に応じて検討してまいりたいと考えております。 また、卸契約にエリア内での供給を前提とした条件がある場合は、その条件について、内外無差別に設定されているか、また、実質的に自社小

制限などの条件を付与することを認める」としてはどうかとの提案がなされた。この議論を受け、監視等委において、エリア内供給制限の取扱いについて、内外無差別性を担保する観点から、具体的な評価の考え方を検討した。その結果、エリア内供給制限を設ける場合、エリア内供給制限を付した電力量と、当該エリアにおける新電力の販売量の大小関係によっては、内外無差別上の懸念が生じる蓋然性が変化することから、エリア内供給制限を設定するとしても、その多寡によっては内外無差別に係る評価について軽重を設けるといった措置が必要であるとの考えに至った。 ●意見 ・エリア制限などの条件を付与したことによる影響については、監視・検証を十分に行い、競争を歪める恐れが生じた場合には、直ちにエリア制限などの条件付与について見直していただきたい。 ・「社内外取引の無差別に反しない限りにおいて」という前提を崩さないでいただきたい。 ●理由 ・卸取引の一定量（標準メニューによる卸売の場合は卸売総量の5割まで、かつ、電源を特定した卸売の場合は当該電源の卸売量の2割まで）については、その数値の根拠について示されておらず、また、その影響についても十分な検証は行われていないと考えています。 ・各エリア内で需要家の多い旧一般電気事業者に比べ、新電力はエリアにこだわらず需要家を設けているため、卸取引の一定量について、エリア内供給制限が課された場合、新電力にとって影響が生じる可能性があります。 ・当社はかねてより、「内外無差別は達成されたが競争は進展していない」	売に有利な条件となっていないかについて、フォローアップで確認してまいります。
--	---

	という状態に陥ることを危惧し、パブリックコメント等でも申し上げてきました。 ・「小売市場における競争の促進」と「社内外取引の無差別に反しない限り」という考え方を堅持していただき、必要に応じて新電力へのヒアリングの実施をお願いします。	
	その他	
5	●該当箇所 P19 1 項目別評価方針（確認観点 A～N、確認項目 No. 1～32 及び◎○×評価基準 （例）¹⁹等） ●意見 ・ 各確認項目について、以下の見直し検討をお願いしたい。 （1）形式的には内外無差別であっても、「◎」や「○」とする場合には、新電力への実質的な交渉期間の十分な確保を踏まえたものとする。 確認観点 A：交渉スケジュール （2）確認結果が「○」の場合、公表時に「合理的な理由」として、大手電力グループ内外で実質的な差が無いとする根拠を具体的に付記すること。 確認観点 B：卸標準メニュー 確認観点 C_確認項目 11：社内外で卸取引の担当部門が同一か 確認観点 D：オプション価値 確認観点 E：転売禁止 確認観点 F：エリア内限定の供給等 確認観点 G：価格以外の評価基準（与信評価及び取引実績評価） 確認観点 H：一律の価格（体系）での販売に特有の確認項目	御意見については、本意見募集の対象外となります。 なお、内外無差別の取組は、卸市場において市場支配力を有する旧一電等による、小売市場における競争を歪曲化するような不当な内部補助の防止や、電源アクセスのイコール・フットィングの確保を目的としており、引き続きその目的のもと、取組を続けてまいります。 交渉スケジュールについては、制度設計専門会合での議論を踏まえ、公共入札の入札公告の基準等に鑑み、買い手に対して、少なくとも 10 営業日以上の十分な検討期間を確保しているかを確認しています。 また、合理的な理由の判断については、個社の機微な情報を扱っており、より詳細な記載は控えさせていただきます。ただし、合理的であると判断した理由については、フォローアップにおいて提示しておりますので、そちらをご確認ください。

確認観点 I：入札制に特有の確認項目
確認観点 J：ブローカー制に特有の確認項目
確認観点 K：相対交渉に特有の確認項目
確認観点 L：相対卸契約価格（結果）
確認観点 M：小売価格への反映

●理由

- ・公正取引委員会（以下「公取委」。）からは、「旧一電発電が旧一電小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、それぞれの事業規模や事業特性の違いにより、契約条件による実質的な効果の差が生じていることに留意すべき」旨のコメントや発言があります。（下記●参考のとおり）
- ・意見4のとおり、新電力にとっては実質的な効果差が生じている実態があります。
- ・また、確認項目において「合理的な理由」は主観性が高く、新電力等関係者からは客観的な理解が難しいところがあります。何をもって確認したかなど、競争環境の維持につながるよう、コメント内容をより充実させていただくようお願いします。

●参考

- ・公正取引委員会 電力分野における実態調査（卸分野）について（令和6年1月17日）（P68-69）
<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/jan/chouseika/240117houkokusyo.pdf#page=72>
第5 電源アクセス機会の確保及び相対取引に関する独占禁止法・競争政策上の考え方

	1 （総論）新電力の電源アクセス機会の確保及び相対契約による契約条件の是正 （4）相対契約による契約条件の是正 旧一電発電が、相対取引における契約条件について、自社グループの旧一電小売に比して新電力に対して不利な条件を設定した場合には、新電力は、旧一電小売に比して、電源調達において競争上不利となり、小売分野における競争で劣後することとなる。 電取委による内外無差別な卸売に係る取組は、卸分野における旧一電と新電力のイコール・フッティング及び小売分野における公正な競争環境の確保に資するものと考えられるが、旧一電発電が、旧一電小売と新電力とで同一条件を設定した場合であっても、旧一電小売と新電力の事業規模や事業特性の違いにより、異なる効果を生じさせることがあることから、契約条件による実質的な効果の差についても留意する必要があると考える。	
6	●該当箇所 P14 おわりに 参考 1 エリアごとの直近の評価結果 (2) 2024 年度以降の単年卸及び長期卸（2023 年度契約締結）の評価結果 その結果、2024 年度の単年卸について、多くの事業者が前回の第 5 回フォローアップにおける評価を受けて、対応策を措置済又は検討中である点を確認した。 また、2024 年度以降の長期卸についても、多くの事業者が卸標準メニューを設定し、内外無差別なスケジュールで販売を実施する予定である点について大きな前進であると評価した。 ●意見	御意見については、本意見募集の対象外となります。 旧一電等の交渉スケジュールについては、引き続きフォローアップにおいて確認してまいります。

	・卸売りの交渉スケジュールが、内外無差別なものであることについて確認いただき、感謝します。 ・一方で、いずれの事業者にとっても余裕を持って対応できるスケジュールが確保されているかについては、引き続き検証いただくようお願いいたします。 ●理由 ・旧一般電気事業者と新電力とでは、親会社保証等の手続きや、グループ内外での情報入手の時間差、エリア毎に対応を変えなければならない実態などにおいて開きがあります。 ・このような実質的な負担の差についても着目いただき、事業者へのヒアリング等により確認を行っていただくようお願いいたします。	
7	該当箇所 P23 (別紙) 1 項目別評価方針(確認観点 A～N、確認項目 No. 1～32 及び◎○×評価基準(例) 19 等) ➤ 確認項目 31: 標準メニューによる卸販売を行った結果、調達価格が、適切に小売価格(規制部門含む 23)に反映されているか(後略) ※非化石証書部分 ●意見 ・非化石証書の調達価格が、適切に小売価格に反映されているかについて、非化石証書の内部取引分も小売価格に反映すべきコストとして確認されている認識です ・「小売平均単価(規制部門含む) > (電力調達単価+非化石証書調達単価+容量拠出金)」と評価された場合においても、その実態ではプラ	御意見については、本意見募集の対象外となります。 なお、第 64 回電力・ガス基本政策小委員会において、内外無差別な卸売が行われていたとしても、卸価格が釣り上げられて高すぎないか、プライススクイーズが起きていないかを監視する必要があるとの指摘があったことを踏まえ、第 89 回制度設計専門会合(2023 年 9 月開催)において、本確認項目において「小売価格 ≤ 調達価格」となっている場合に、不当な内部補助が疑われることから、売り手が設定した価格(入札の最低価格、一律の販売価格等)が不当に高く設定されていないかを確認すると整理しています。 また、内外無差別な卸売等のフォローアップにおいて、本意見募集の対象文書案の「確認観点 M: 小売価格への反映」に記載のとおり、社内取引(単年卸、長期卸及び期中卸)並びに社外取引(他社相対卸及び市場取引等)の全てを含めた調達価格(加重平均単価)と小売価格との大小関係を、小売価格について全電圧の加重平均単価を用いて確認しています。そのうえで、技術的にどのように電圧別・メニュー毎に区分し評価

イスクイズが起きていないかどうかについて、継続して検証いただきたい。 ・全電圧の加重平均単価だけでなく、電圧毎、メニュー毎に区分し評価する等検討いただきたい。 ●理由 ・評価にあたっては、社内取引（単年卸、長期卸及び期中卸）並びに社外取引（他社相対卸及び市場取引等）の全てを含めた調達価格（加重平均単価）と小売価格（全電圧の加重平均単価）との大小関係を確認するとされています。 ・この評価方法では、特定の電圧、メニューにおいて、プライススクイズが行われていても結果的に評価基準を満たすため、把握ができない状態にあります。 ・なお、令和 7 年 4 月の公正取引委員会による報告書「電力分野における実態調査～発電・小売分野について～」では、「非 FIT 非化石証書の価値を区別することなく、電気価値と一体で価格設定して内部取引を行っている一部の旧一電発電においては、無償取引でないことを明確化するため、内部取引であっても価格設定を行うことが競争政策上望ましい。」とされています。 ●参考 ・公正取引委員会 電力分野における実態調査報告書 ～発電・小売分野について～（令和 7 年 4 月）（P72） https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2025/apr/250425denryokuchosa_02.pdf 第 7 発電分野・小売分野等に係る独占禁止法・競争政策上の考え方 1 電源等の有する価値	するのかといった課題や、自由料金の設定については旧一電小売各社の経営戦略であるという側面もあると考えます。具体事例がございましたら、検討を深める材料の一つとなり得るため、情報提供いただければと考えます。
---	--

(3) 環境価値（旧一電内部における環境価値取引の透明化） 前記第3の4（40 頁参照）のとおり、再エネ電源等有する非化石価値等の環境価値は、小売電気事業者において非化石電源比率を引き上げる高度化法義務の達成に活用するほか、環境価値のある電気を使いたいという需要家のニーズに応えるなど、再エネ電源等有する電力そのものの価値（kW 価値、kWh 価値等）とともに重要な価値をなすものである。このため、環境価値は、発電事業者、小売事業者又は需要家等の取引当事者において適正に評価され、取引されることが重要である。 旧一電発電による非 FIT 非化石証書の相対取引については、前記第6の1(3)イ（59 頁参照）のとおり、一部の旧一電発電が、グループ内の小売電気事業者との内部取引において、既存の長期契約の存在を理由に非 FIT 非化石証書の価値を区別することなく、電気価値として一体で価格設定して取引を行っていることが確認された。 旧一電発電が、非 FIT 非化石証書の相対取引において、合理的な理由なく、内部取引を無償とする一方、他の小売電気事業者に対しては有償又は不利な取引条件を設定するなどすることで、他の小売電気事業者の競争機能に直接かつ重大な影響を及ぼすことにより、公正な競争秩序に悪影響を与える場合には、独占禁止法上問題となる（差別対価、差別取扱い等）。 以上の考え方を踏まえれば、非 FIT 非化石証書の価値を区別することなく、電気価値と一体で価格設定して内部取引を行っている一部の旧一電発電においては、無償取引でないことを明確化するため、内部取引であっても価格設定を行うことが競争政策上望ましい。	
---	--

以上